

(仮 称) 新 潟 関 川 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 5 月

東急不動産株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、環境影響評価方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月と5日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年2月27日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和6年2月27日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・新潟日報
- ・山形新聞

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報せきかわ お知らせ版（令和6年2月15日発行：別紙2参照）
- ・広報おぐに（令和6年3月1日発行：別紙3参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「お知らせ」を掲載した。

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙4参照）

<https://tokyu-reene.com/news/niigatasekikawa2.html>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・新潟県のウェブサイト（別紙5参照）
- ・山形県のウェブサイト（別紙6参照）
- ・小国町のウェブサイト（別紙7参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 4 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・新潟県村上地域振興局 行政資料室（新潟県村上市田端町 6-25）
- ・新潟県新発田地域振興局 企画振興部内（県民サービスセンター）
（新潟県新発田市豊町 3 丁目 3-2）
- ・関川村役場住民税務課 閲覧窓口（新潟県岩船郡関川村下関 912）
- ・小国町役場二階 情報公開コーナー（山形県西置賜郡小国町小国小坂町 2-70）

② インターネットの利用による縦覧

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙 4 参照）
<https://tokyu-reene.com/news/niigatasekikawa2.html>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 2 月 27 日（火）から令和 6 年 4 月 1 日（月）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び開庁時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 6 名であった。

（内訳）新潟県村上地域振興局 行政資料室	2 名
新潟県新発田地域振興局 企画振興部内（県民サービスセンター）	0 名
関川村役場住民税務課 閲覧窓口	4 名
小国町役場二階 情報公開コーナー	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～7 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和6年3月5日（火）18時00分から
- ・ 開催場所：関川村村民会館 大ホール
(新潟県岩船郡関川村大字上関 1285)
- ・ 来場者数：28名

- ・ 開催日時：令和6年3月6日（水）18時00分から
- ・ 開催場所：おぐに開発総合センター 集会室
(山形県西置賜郡小国町大字岩井沢 704)
- ・ 来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙8参照)

(1) 意見書の提出期間

令和6年2月27日(火)から令和6年4月15日(月)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計9名の方から9通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は49件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出場所	提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
関川村役場	1	1	1
村上地域振興局	1	1	3
郵送又はメール	1	1	5
	1	1	12
	1	1	3
	1	1	4
	1	1	9
	1	1	8
	1	1	4
	合計 9 名	合計 9 通	合計 49 件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、新潟県岩船郡関川村及び山形県西置賜郡小国町の行政界付近で計画されている（仮称）新潟関川風力発電事業（事業者：東急不動産株式会社、最大47,300kW、基数：最大11基）の環境影響評価方法書（作成委託事業者：日本気象協会）に関する意見を述べる。 1. 生物多様性への配慮を欠いた計画であり事業の再考を行うべきである 本発電事業の環境影響評価方法書段階での計画は、環境配慮書段階から発電所の出力規模を縮小し、磐梯朝日国立公園の第2種特別地域及び第3種特別地域の大部分、保安林、緑の回廊を除外して区域の面積を絞り込んでおり、一定程度の環境配慮がなされているが、そもそも計画そのものが自然環境への影響が以下のように多大である。 1-1. 日本有数の高密度なイヌワシ生息地である 表6.2-1(2)の専門家等からの意見の有識者Ⅰからの意見にあるように、周辺20～30km圏内にイヌワシの5～6ペアが生息しており、イヌワシ研究会によると新潟県側だけでも国内の約4%のイヌワシが生息している日本有数のイヌワシの高密度生息地域である。先行調査では対象事業実施区域内にあまり出現しなかったようであるが、先行調査はあくまでも短期間の結果に過ぎず、イヌワシの生息に影響を及ぼす可能性は極めて高いと言える。	今後の現地調査において、イヌワシやクマタカをはじめとした希少猛禽類の生息状況及び対象事業実施区域における利用状況等を把握してまいります。また、それらの現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえて、希少猛禽類への影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討してまいります。
2	1-2. 自然林に近い植生が計画地の大部分を占める 本方法書段階で、配慮書段階内で含めていた植生自然度9の自然林であるチシマザサープナ群団やクロベキタゴヨウ群落の大部分は除外しているものの、風力発電機設置予定10ヶ所のうち8ヶ所は自然林に近い植生自然度8のブナミズナラ群集およびオオバクロモジミズナラ群集で予定されている。相対的に自然度の高い場所を除外しているが、計画そのものが植生へ与える影響は大きい。	現地調査によりこれら植生自然度8の群落の分布状況や成立している立地環境、現状の人為的な影響の程度等を把握してまいります。その上で、対象事業実施区域内の植生自然度を判断し、植生への影響を極力低減するよう事業計画を検討してまいります。
3	1-3. 国立公園内への風力発電機の設置を避けるべき わが国でこれまで法アセス対象となった400件以上の大型陸上風力発電計画のうち、国立公園を対象事業実施区域に含めた計画は6件のみである。そのうち2件は計画段階で中止となっており、残りの4件のうち本計画を除いた3件は国立公園内での風力発電機の設置は想定されていない。本計画は方法書段階で磐梯朝日国立公園の第2種特別地域及び第3種特別地域の大部分を除外したものの、対象事業実施区域の約99%が磐梯朝日国立公園内であり、全ての風力発電機が国立公園内に建設予定である。国立公園は優れた自然の風景地の保護、その利用増進、国民の保健、休養及び教化、生物多様性確保を目的としており、これら目的を損なう可能性のある大型風	ご認識いただいておりますとおり、本案件につきましては、配慮書段階より現地で情報収集を行い、頂戴したご意見を踏まえて検討を進め、磐梯朝日国立公園の第2種特別地域及び第3種特別地域を概ね対象事業実施区域より除外しております。 今後、対象事業実施区域への国立公園指定の背景や方法書に基づく現地調査結果なども踏まえまして、事業計画を検討してまいります。 また、東急不動産グループでは、長期ビジョン及び中期経営計画2025において、環境経営を全社方針としており、「地域特性を踏まえたネイチャーポジティブへの貢献」を目標に掲げ、事業の垣根に捉われず生物多様性への貢献を事業の中で計画・実

	力発電機の設置は避けるべきである。 同事業者の親会社である東急不動産ホールディングス株式会社はネイチャーポジティブ宣言を行い、東京・渋谷の都市域での生物多様性への貢献を推進している。再生可能エネルギーの推進も、地球温暖化を抑制し生態系保全につながることから、日本自然保護協会も早急に進める必要があると考えている。一方で、再生可能エネルギー事業を進めるにあたっては、自然環境に配慮した立地・計画でなければ、ネイチャーポジティブに逆行していると言わざるを得ない。イヌワシは絶滅危惧種であり、国の保護増殖事業計画に基づいて絶滅からの回避を目指した取り組みが各地で行われている。それにもかかわらず、当該計画の半分はイヌワシの生息地で計画されており、他の事業者と比較しても生物多様性への配慮に欠いている。特に本事業による生物多様性への影響は憂慮するものであり、環境影響配慮書に対する経済産業省意見の中でも、過去 400 件近くの計画の中で 7 件しか言及されていない「本事業の取りやめ」も含めて検討するようにとの意見が示されている。このようなことから、本計画は中止を前提とした計画の再考を行うべきである。	行することを目指しております。陸上風力発電事業においても同様の考え方をベースに、自然共生型の陸上風力発電所を計画できるよう、知見の収集・検討を進めております。 イヌワシへの影響につきましては、生息状況を調査し、影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討してまいります。
4	2. 計画地東側の荒谷沢での調査地点の追加が必要である 荒谷沢での、水環境の調査位置（浮遊物質質量及び流れの状況）（表 6.2-2(15)、図 6.2-6(11)）と動物の調査位置（魚類、底生動物）（表 6.2-2(33)、図 6.2-6(11)）が不足している。事業の実施による土地の改変や資材の搬入は、風力発電機設置予定地西側のわかぶな高原スキー場側から想定されている。しかし風力発電施設設置予定地は、わかぶな高原スキー場と荒谷沢の境界の尾根部であり、荒谷沢への影響も想定される。しかし、荒谷沢での水環境の調査は計画されておらず、動物の調査位置（魚類、底生動物）は最下流部の荒川との合流点で 1 地点あるだけである。荒谷沢は砂防ダムなどの施設がなくイワナなどの魚類が多数生息している可能性が高い重要な河川である。そのため、荒谷沢での水環境と魚類・水生動物の調査を大幅に増やすべきである。	荒谷沢での調査については、上流部へのアクセスが困難であることから現時点では下流部の 1 地点を設定しておりますが、各現地調査を進める中で、河川へのアクセス可能性について探っていき、安全に到達できる場合は魚類・底生動物の調査地点の追加を検討してまいります。 また、水質調査地点の設定にあたっては、調査に必要な一定の水量が確保され、採水（平水時、降雨時）時の安全性を確保できる場所を選定しております。荒谷沢では安全を確保した上での人のアクセスが可能な場所が存在しないため、調査地点として選定しておりません。
5	3. 地すべり地形の調査を行うべきである 同地域は日本有数の豪雪地域であり、グリーンタフ地域であることから地すべりが発生しやすい。1981 年 4 月には本事業予定地の北に約 8km の関川村中東地区で大規模な地すべりが発生している。対象事業実施区域内には地すべりの移動体が多数みられ、一部は地すべり防止区域および土砂災害警戒区域に指定されている。さらには風力発電機設置が地すべりの滑落崖直上に複数予定されている。このような地すべりの危険性が高い場所に、高さ最大 159m もの風力発電施設を建設することは、地すべりを誘発する可能性がある。しかし、本アセス図書ではその危険性に関する調査および評価には一切言及されていない。本事業による地すべりの危険性を、現地調査も含めて調査を行い評価すべきである。 以上	対象事業実施区域に地すべり地形が分布していることから、地すべり地形に関して環境影響評価の項目として「その他 地形及び地質」を選定し、方法書 6.2-30(317)、6.2-31(318)に調査、予測及び評価の手法を記載いたしました。今後、航空レーザ測量を用いた微地形解析と現地の地質確認踏査を実施し、林地開発許可等の申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談・協議・確認の上、安全性に配慮した事業計画を策定してまいります。

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	新潟県関川村と山形県置賜郡小国町にまたがる山域に計画されている（仮称）新潟関川風力発電事業の環境影響評価方法書（以下方法書）が令和 6 年 2 月 27 日付で公開され、縦覧と地元説明会が開催された。この方法書によれば、事業計画区域の総面積は 678.9ha、発電最大出力は 47,300Kw、ローター直径は最大 130m、風車の最大地上高は 159m、風車数は最大 11 基が設置される予定である。 計画どおり進めば、尾根筋約 3.5km に亘って風車が連なることになる。このため、事業による周辺環境への影響（騒音・動植物・生態系・景観など）は広範囲に及ぶことが予想され、詳細かつ注意深い調査計画の下で影響調査・予測・評価が実施されるべきと考えられる。先に公告・縦覧された配慮書（2021 年 10 月）に対しては、野鳥保護の観点から懸念と共に配慮すべき事項が幾つか提出されている。地元自然関係団体をはじめ新潟県内の野鳥関係団体が一貫して強く懸念するのは、巨大風車による野鳥への悪影響（バードストライク）である。このため、新潟県内の野鳥の会関係団体は EU 条約にも盛り込まれている予防原則の観点から、本事業に対する意見を連名で提出する次第である。 記 (1) 事業実施想定区域（以下事業実施区域）の山地は、これまでの鳥類調査により、イヌワシ（国の天然記念物）やクマタカ（絶滅危惧種 IA）の生息圏であることが把握されている。また、20km 圏内にはイヌワシの繁殖地が知られている。このため、環境影響評価調査（以下環境調査）においては既存の文献だけでなく、徹底した現地調査を要望する	既存文献資料の調査だけでなく、イヌワシやクマタカをはじめとした希少猛禽類の生息状況及び対象事業実施区域における利用状況等を把握するための現地調査を実施してまいります。
7	(2) 風力発電機の配置計画をみると、高さ最大 150m の巨大風車 11 基が稜線に沿って連なることになる。イヌワシは、通常山腹から上昇気流に乗って稜線を飛翔することが多い。このため、イヌワシへのバードストライク発生頻度が高くなることが懸念され、今後の環境調査においては、イヌワシやクマタカなど大型希少猛禽類の飛翔方向や飛行高度を測定し、評価や対策に活用するように要望する。	今後実施する希少猛禽類の現地調査において、イヌワシやクマタカなど希少猛禽類の飛翔方向や飛翔高度を記録してまいります。それらの現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえて、本事業による影響を適切に予測し、保全対策について検討してまいります。
8	(3) イヌワシやクマタカ以外に、当該地域で生息が確認されているハチクマ、サシバ等の猛禽類についても詳細な調査を要望する。また、渡りの時期には、ノスリ、ハヤブサ、オジロワシなども観察されているため、希少猛禽類調査の際には十分な注意が必要である。	ハチクマ、サシバ等の希少猛禽類の生息状況についても今後現地調査を実施してまいります。また、ノスリ、ハヤブサ、オジロワシ等の猛禽類の渡りについて、猛禽類調査及び渡り鳥調査時に留意し、観察された場合は記録してまいります。
9	(4) 事業計画地の自然環境と猛禽類の一般生活史を合わせて考えた時、これらの生態調査は四季別（春季 3～5 月、夏季 6～8 月、秋季 9～11 月、冬季 12～2 月）に 2 回以上実施し、1 回当たり 2～3 日を基本にしたい。特に、大型希少猛禽類の調査は毎月 1 回 3 日間を充てるなどして、生態情報の集積が望まれる。猛禽類の調査には熟練調査員を配置することが必要である。	大型希少猛禽類を含めた猛禽類調査においては、毎月 1 回 3 日間以上の日数を充て、十分な調査技術を有した調査員により、猛禽類の生息状況を記録してまいります。
10	(5) 事業計画地では、地元の住民や野鳥愛好家がしばしば猛禽類の飛翔を観察しており、旧スキー場跡地の開けた自然環境は大型猛禽類の良好な狩場（採食地）になっていることが考えられる。このような事例や状況に鑑み、バードストライクの発生を抑制するような配慮（風車の数や間隔、高さの制限等）が必要と思われる。	今後実施する希少猛禽類調査において、わかぶな高原スキー場跡地の大型猛禽類の利用状況についても調査を実施し、本事業による影響を適切に予測してまいります。それらの結果及び専門家からの助言を踏まえ、影響を回避又は極力低減するための保全措置を検討してまいります。
11	(6) 事業計画区域は典型的な里山環境と判断されるため、生態系調査の際は、「里山」の特徴を想定した調査・	鳥類のテリトリーマッピング法による調査では、ウグイス、キビタキ、カラ類、ホオジロ等に対

	予測・評価を行うことが基本となろう。 当該地域における鳥類相に関しては、優占度上位種としてウグイス、キビタキ、シジュウカラ、ホオジロが挙げられる。これら4種を典型性の候補種とし、猛禽類のサシバと合わせて事業による影響を評価すべきである。	象に記録を行います。また、希少猛禽類調査ではサシバも対象として記録を取ることにしておりますので、それらの調査結果を踏まえて、対象事業実施区域の環境に関して、本事業による影響を適切に予測及び評価してまいります。
12	(7)既存の文献によると、イヌワシとクマタカの主要な餌動物はノウサギやヤマドリといわれている。しかし、餌動物は季節的に変化し、イヌワシは秋期～冬期はノウサギ、タヌキ、テン、ヤマドリなどを利用し、春期～夏期の餌はヘビ類が多いのが特徴である。クマタカの餌も秋季～冬期はイヌワシと同様だが、繁殖期にはリス、小動物、小鳥類、ヘビ類など多様である。したがって、指標動物をノウサギだけに絞って調査・解析を行うのではなく、幅広く餌動物を把握すべきである。	ノウサギ糞粒法によるノウサギの定量的調査と並行して、哺乳類、鳥類、両生類の確認調査を実施し、ヤマドリやヘビ類などの生息状況を把握してまいります。
13	(8)風力発電の野生鳥類への影響（バードストライク、建造物への衝突等）は猛禽類だけでなく、森林性の鳥類や渡り鳥にも及ぶことが懸念される。一帯は内陸山地と沿岸低地を結ぶ経路に当たり、これらの移動を念頭にといった調査・分析も必要となる。小鳥類など渡り鳥の季節移動、飛行高度、利用環境も合わせて検討する必要がある。	渡り鳥調査において小鳥類等の渡り経路、飛翔高度、利用環境を記録してまいります。その結果を用いて分析を行い、影響について適切に予測した上で、事業計画を検討してまいります。
14	(9)わずか2年の環境影響調査で稼働後に鳥類に掛かる影響を全て予測・評価することは困難である。風車稼働後のバードストライクを可能な限り回避・低減するためにはモニタリング結果によっては稼働制限が可能な風車の選択と同時に風車の一元的な管理が必要と考える。発電施設を含めた管理体制をどのように行うのかについても準備書に明示すべきと思われる。	バードストライクについては、調査結果による予測をした上で、影響を回避又は極力低減できるよう環境保全措置を検討してまいります。影響予測について不確実性が残る場合は、事後にバードストライクのモニタリング調査実施を検討してまいります。さらにモニタリング調査の結果によっては、必要に応じて専門家へヒアリングを実施し、調査結果及び助言を踏まえた上で、追加の保全措置について検討してまいります。 風力発電機種に関しては、稼働制限可能な機種の導入及び管理体制について検討し、準備書に記載いたします。
15	(10)バードストライクの状況を監視するという観点から、工事実施期間及び風車稼働後は鳥類に与える影響をモニタリングすることに重点を払っていただきたい。また、モニタリングに際しては、事業者だけでなく、第三者である学識経験者を加えるなど透明性・中立性を担保した体制で行っていただきたい。	事後に実施する可能性のあるバードストライクのモニタリング調査については、透明性・中立性を担保できるよう、環境省のガイドライン等に基づいて適切に実施し、第三者に調査を依頼する等の方法を取り入れてまいります。
16	(11)事前調査に基づきあらゆる環境保全対策を行ってもなお環境に与える重大な影響が回避または低減できない場合は、本事業の中止も含めた見直しが必要である。今時点で野鳥をはじめとした生態系に与える重大な影響を科学的に十分証明できない場合でも慎重な検討が求められる。万が一、稼働後に重大な影響や被害が判明し事業を停止したとしても元の環境に戻すことは不可能だといえる。貴重な自然環境が残る地域で本事業を行うことの重さを十分に認識した検討を求めたい。	事前の現地調査に基づき、環境保全対策を行ってもなお環境に与える重大な影響を回避又は低減できない場合は、貴重な自然環境が残る地域であることに留意し、本事業による影響を適切に予測及び評価した上で、事業計画を見直してまいります。
17	(12)以上の環境調査の結果については、今後地元で開催される説明会等を通して野鳥関係者と共有すると共に、野鳥への影響を低減するための方策を準備書に反映させていただきたい。 以上	鳥類の調査結果については準備書以降の図書にて、重要種以外の情報を公表いたします。今後地元で開催される説明会等をとおして、地元住民などからも意見をいただき、野鳥への影響を低減するための方策等について検討いたします。また、鳥類の調査結果については専門家等へ共有し、影響低減策等についての助言を踏まえ、環境保全措置を準備書に記載いたします。

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
18	1. 環境保全の見地からの意見には該当しないのですが、方法書 2 ページの事業の目的に、“再生可能エネルギーの供給及び地域の活性化に貢献することを目的とする”とありましたが、御社の考える地域の活性化に貢献する為の具体的な取組として考えていることがありましたら教えてください。 また、本事業で発電した電気は何処に配電される予定か教えてください。	地域の活性化に貢献する為の取り組みにつきましては、関川村役場や地域にお住まいの方々と引き続きコミュニケーションを行いながら、地域ニーズに合った取組を検討してまいります。 また、本事業で発電する電気は、東北電力ネットワーク様の送電系統に連系される予定ですが、発電された電力は、地元への供給や活用を念頭に地元の地域エネルギー会社様含め各方面の方々と今後協議を進めてまいります。
19	2. 対象地ではクマタカの飛翔を頻繁に確認することが出ています。縄張りの範囲が広く、警戒心の強いクマタカにとっては、調査により対象地での営巣が確認出来なかったとしても、風力発電施設の設置による悪影響は避けられないと思われます。 2024/3/2 付 日本経済新聞 朝刊にて東急不動産の星野浩明社長は「不動産開発が自然環境にどう影響を与えたかを継続的に分析していくことが我々の責任」との記事が掲載されていました。本事業による自然環境への影響についても継続的に分析していただけるのか、また影響があった場合の責任についての考えをお聞かせ願いたいです。	今後の現地調査において、イヌワシやクマタカをはじめとした希少猛禽類の生息状況及び対象事業実施区域における利用状況等を把握してまいります。また、それらの現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえて、希少猛禽類への影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討してまいります。 また、今後の環境影響評価において、風力発電機が自然環境に与える影響について、適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。その結果をもとに、稼働後の調査について実施を検討するとともに、万が一影響が生じる場合には適切な対応を行ってまいります。
20	3. 日本熊森協会の会報に添付の記事が掲載されていました。方法書で対象地が地すべり地形であることも明記されています。まさに今回の風力発電事業は自然環境を破壊するのみでなく、増災につながる事が懸念されます。それでも風力発電施設を設置することに問題がないという、根拠をしっかりと示していただくことをお願いします。 添付資料：日本熊森協会会報 vol11(2023 年 8 月) ※熊森協会さんに確認の上添付しています。 (添付資料省略)	対象事業実施区域に地すべり地形が分布していることから、地すべり地形に関して環境影響評価の項目として「その他 地形及び地質」を選定し、方法書 6.2-30(317)、6.2-31(318)に調査、予測及び評価の手法を記載いたしました。今後、航空レーザ測量を用いた微地形解析と現地の地質確認踏査を実施し、林地開発許可等における申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定してまいります。

表 2-1 (4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
21	平素より再生可能エネルギーの普及にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。 私たち新潟県イヌワシ保全研究会は、国内希少野生動植物種に指定され、近い将来野生下での絶滅が危惧されるイヌワシと社会との共存をはかるため、調査研究及び保全活動を行っています。 新潟県及び山形県の県境に建設が計画されている（仮称）新潟関川風力発電事業（以下本事業）の周辺 30km 以内には、少なくとも 11 ないし 12 箇所（このうち 18km 以内に 6 箇所、このうち 10km 以内に 2 箇所）のイヌワシ繁殖地が確認又は推定されています。この数は国内生息数の 7%前後を占めています ^[1] 。国内外の報告によると、イヌワシ繁殖地から 18km に建設された風力発電施設に繁殖個体が衝突死したとされています。また、なわばりを求めて放浪する個体については、出生地から 30km 以内の風力発電施設に衝突する事例が多いと考えられます ^[2] 。したがって、本事業の稼働により、複数のイヌワシ繁殖地の存続がおびやかされるとともに、国内の 7%の繁殖地から巣立った放浪個体の衝突にともないイヌワシの絶滅リスクが増大する可能性が考えられます。	立地自治体に限らず、山形県小国町など周囲の自治体区域も含めて、イヌワシの生息確認調査を実施してまいります。

	事業者様におかれましては、本事業にともなうイヌワシ等に対する環境影響を認識されたうえで、事業の予測の方法及び項目を公表されました。しかし、同時に公表された基数の削減を含む事業計画変更によってもなお、イヌワシの衝突及び絶滅リスクへの影響を回避又は十分に低減できない可能性があることをふまえ、下記事項を要望します。 1. 本事業の稼働による影響を受ける可能性のあるイヌワシの繁殖地数を把握するため、立地自治体以外の区域を含めて必要な調査を行われることを要望します。 [1]日本イヌワシ研究会(2022)「全国イヌワシ生息数・繁殖成功率調査報告(1981-2020)」参照。全国の生息数を161ペアとして計算。 [2]Hunt et al. (2017) PLoS ONE 12(2):e0172232. doi: 10.1371/journal.pone.172232 参照。放浪個体の出生地からの平均衝突距離+2SD相当。	
22	2. 本事業の地元自治体であり環境省の脱炭素先行地域に選定された関川村は、小型風力発電の推進を公表しています。関川村と歩調を合わせるためにも、鳥衝突防止効果の確認された小型風力発電への計画変更も視野に入れて必要な調査を行われることを要望します。	本事業につきましては、環境省の脱炭素先行地域の取組みとは別に実施するものでありますが、関川村の取り組みや地元住民の皆様との協調が必要であるという前提で進めております。再生可能エネルギーに積極的な関川村の意向も含め、コミュニケーションを取りながら本事業計画を検討してまいります。
23	3. 本事業に係る計画段階環境配慮書に対する新潟県知事意見には、「他の風力発電事業のモデルケースとなるよう環境に配慮した事業計画を検討すること」と記載されています。本事業の検討の過程を参考にするための、縦覧期間後のダウンロード及び印刷を可能にされることを要望します。	本事業に係る方法書は、弊社の著作物であるだけでなく、図書に記載した他者著作物からの引用を記載しておりますので、著作権法に基づく対応のため、ダウンロードおよび印刷ができないようにご対応させていただいております。
24	4. どうしてもイヌワシに対する影響を回避又は最小化できない場合は、事業の取り止めも含めた抜本的な事業計画の見直しを行うことを要望します。	今後の現地調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、適切に状況を把握してまいります。これらの現地調査結果及び専門家からの助言等を踏まえ、保全対策を行ってもなお重大な影響が回避又は最小化できない場合は、事業計画の見直しを行います。

表 2-1 (5) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
25	鳥類・猛禽類調査の調査員の配置地点、人数、調査機関、調査時刻、調査頻度。すべて明示してください。	鳥類及び猛禽類に関する調査手法については、方法書 6.2-32(319)～6.2-36(323)、6.2-39(326)～6.2-40(327)、6.2-45(332)～6.2-48(335)に記載のとおりです。なお、方法書時点の猛禽類調査地点に関しては17定点設定していますが、猛禽類の出現状況に応じて、適宜選択及び新設することがあります。調査員の人数については増員の可能性はありますが、現時点では8名程度を想定しています。調査期間、調査時刻及び調査頻度については、環境省のガイドライン等を参考に、2営巣期を含む1.5か年間、9～16時及び毎月3日間を基本とし、適宜調整してまいります。なお、調査機関については、一般財団法人日本気象協会に委託を予定しております。
26	定点調査地点の風車建設予定地点からの距離を教えてください。	方法書 6.2-46(333)に定点調査地点と風力発電機設置予定位置との関係を図示しておりますので、こちらをご参考ください。風力発電機設置予定位置からの距離については、現時点では基本的に3km程度までで視野が広く確保できる地点を設定していますが、猛禽類の出現状況に応じて、調査圧を与えないよう配慮し、適宜設定してまいります。

27	調査員の調査能力が適切であるかどうか判断しているか、具体的に教えてください。	「評価の困難な生物等のフィールド調査能力については、個人や組織が従事した調査及びその内容等の実績により、その信頼性の判断が可能となる」(環境影響評価制度総合研究会技術専門部会報告書(平成8年))とされていることを踏まえ、従事する調査員は各動植物調査で複数年の経験を積んでおり、適切な能力を有していると判断しております。
28	調査結果の改ざんがないことを証明する方法を考えていただけますか。	調査結果の改ざんは企業の信用に関わりますので東急不動産コンプライアンス(https://www.tokyu-land.co.jp/company/about/compliance.html)に記載のとおり、コンプライアンス遵守を徹底しております。なお、各委託先においても不信用な行為を行わないよう契約を締結した上で実施してまいります。
29	専門家の名前を教えてください。名前もなければ信憑性がないので。	環境影響評価の手続における透明性向上の観点から、専門家の所属機関の属性(「公的研究機関」、「大学」等)を明らかにすることが望ましいとされており、専門家の属性は方法書 6.2-1(288)～6.2-6(293)に記載のとおりです。ご意見にある専門家のお名前については、「助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定され、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である」(環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書(平成24年))とされているため、その点に配慮し回答は差し控えさせていただきます。
30	地元の保護団体との共同調査についてはどう考えているのですか。 ぜひ共同調査をお願いしたい(地元の保護団体は、当地の鳥類の生態にとても精通していますので、必ず同行させていただきたい)。	事業者が実施する共同調査となり、調査員の安全面担保に弊社は大きな責任を有することになりますので、事前に入念な計画や調整が必要になります。ご参加いただく地元の保護団体の皆様の安全を確保できる形態で共同調査が実施可能か検討してまいります。
31	ミゾゴイ、ブッコウソウの具体的調査方法を教えてください。	ミゾゴイについては、繁殖さえずり時期(4月中旬～5月中旬)を含むよう調査時期を設定し、夜間に夜行性鳥類を対象とした鳴き声確認による踏査調査を実施してまいります。 ブッコウソウについては、繁殖時期(5～7月頃)に、スギ、ヒノキなど針葉樹の多い場所を好み、樹洞やキツツキ類の古巣でよく営巣するため、そのような場所・時期に留意し踏査調査を実施してまいります。 なお、ミゾゴイ、ブッコウソウが確認された場合は、個体数、確認位置、生息環境等を記録してまいります。
32	ミゾゴイの古巣調査は、どの頻度行っていますか。また、今後どの程度行う予定ですか。	落葉広葉樹が落葉している時期に古巣を確認するための踏査を行い、古巣が発見された場合は次の繁殖期に当該古巣またはその周辺において、さえずり期の調査を実施して営巣の確認に努めます。
33	ミゾゴイの録音調査の期間と時間、ICレコーダーの設置個数および設置場所を教えてください。	ミゾゴイの生息確認調査については、No.31の回答のとおり、夜間踏査調査による鳴き声にて確認することを基本としておりますが、その結果を踏まえて、ICレコーダーによる録音調査実施及び期間や設置場所など適切な手法について検討してまいります。

表 2-1 (6) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
34	①建設予定地にはクマタカが飛んでいる地域です。山を削り大きな風力を建設することは、クマタカだけでなく多くの生き物が住めない環境になります。。自然の豊かさが自慢の村として生態系を壊す風力発電は撤回を求めます。	今後の現地調査において、イヌワシやクマタカをはじめとした希少猛禽類の生息状況及び対象事業実施区域における利用状況等を把握してまいります。また、それらの現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえて、希少猛禽類への影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討してまいります。
35	②尾根に建設するという事ですが、その下は広域にわたって地滑り地帯です。普通に考えて、尾根に立てれば、地滑りを誘発することになり大惨事になると考えられます。	対象事業実施区域に地すべり地形が分布していることから、地すべり地形に関して環境影響評価の項目として「その他 地形及び地質」を選定し、調査、予測及び評価の手法を方法書 6.2-30(317)、6.2-31(318)に記載いたしました。今後、航空レーザ測量を用いた微地形解析と現地の地質確認踏査を実施し、地すべりを助長させることがないような造成設計といたします。 なお、地すべり等の土地の安定性に関わる事項については、環境影響評価の手続きとは別途、建設予定地においてボーリング調査等を実施し、現況を確認いたします。また、林地開発許可等における申請手続きをととして、災害防止の観点に適合するように、行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定してまいります。
36	③自然はつながっています。山の頂点を大きく変えることは、山から川そして海に至るまでの流域にも影響がでてきます。それにたいしての考慮がなにもないように思っています。	本事業による土地の改変や樹木の伐採は必要最小限とし、側溝や沈砂池の設置、土のうの設置等の環境保全措置を講じることにより、下流域への土砂の流出を極力低減いたします。また、本事業による造成工事の際に一時的な裸地の発生による河川への水の濁りの影響について、調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討してまいります。
37	④発電設備の基礎工事がもたらす、山の環境保全機能の破壊 流域環境の機能上の要である山地、特に尾根筋付近で行うことは、流域の水脈環境・土中環境を不可逆的に変えていきます。 尾根筋は本来、水脈環境における要であり、風力発電設備の基礎が、山地上部で水脈を分断し、大地の通気浸透機能を損なうことで山全体が乾燥し、その影響が将来的に流域を中心とした広域に及ぶことから建設計画を見直すべきと考えます。 山の乾燥は流域における水の涵養力を損ない、河川水の恒常性を損ない、その影響は流域全体を不安定にし、森林の劣化、岩盤や斜面の崩壊、河川への泥の流入と堆積、そして土石流の危険を増大させます。 また発電設備に伴う山地環境の破壊は付帯する関連工事において二次的にも惨事的にも波及し、山全体を荒廃させる要素を多々含んでいます。 考えられる荒廃の要因は以下に列挙します。	風力発電機の設置場所は尾根付近であるため、基礎により地下水脈等を分断することはないと考えますが、事前にボーリング調査により地下水や地盤の状況を把握し、工事による影響がないことを確認してまいります。 本事業による土地の改変や樹木の伐採は必要最小限とし、側溝や沈砂池の設置、土のうの設置等の環境保全措置を講じることにより、土砂の流出を極力低減してまいります。また、本事業による造成工事の際に一時的な裸地の発生による河川への水の濁りの影響について、調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討してまいります。
38	⑤動物の移動に伴う農作物被害の増加 環境の荒廃が動物の食害圧を高めることは様々示されています。 山地上部の広域で巨大な風力が立ち並び、その地響きや人工音が動物の住処を奪い、行動を変えていきます。その影響は周辺農地に及ぶことが容易に想像できます。 計画通りに開発が実行されたのち、動物の行動調査、農地への影響の変化を追って調査すれば、その影響は容易に示されると思います。	農作物の被害については、里山、農業構造、気候、生息環境及び捕獲圧の変化等が要因と言われていきます。風力発電施設の開発の前後で開発以外の要因、特に気候を同条件に設定することはできないため、事業後においてもご意見の内容及と本事業との因果関係を明らかにすることは困難ですが、本事業実施後に農作物への獣害が生じた場合は、必要な対応について地元住民の皆様との対話をととして検討してまいります。

	日本のアセスメントにおける表面的な環境影響調査ではなく、変化を見てゆく調査を実施すると、こうした開発が 漸次的に地域の暮らしや環境を大きく変えてゆく事実を示していくと思われま。	
39	⑥人工的な振動が土壌微生物環境へ及ぼす影響 巨大風車の人工音や振動は、健全な環境の恒常性を担う土中菌糸の健全な伸長を阻害します。その結果、土壌は硬化乾燥し、山全体を乾燥させていくことが、他の風力発電設備開発地で観察されます。 今回の規模で開発工事を行うことで、土壌微生物環境への影響によって、急速に山全体の荒廃をもたらすことが予想できます。	本環境影響評価の現地調査は、環境省や国土交通省等のガイドラインに準じた手法及び行政が設置する技術審査会等の指導を受けた手法にて、現地調査、予測及び評価を実施してまいります。 また、準備書以降の手続きにおいては、調査、予測及び評価の結果について、国や県の審査を受けることとなります。 巨大風車の人工音や振動が土中菌糸の健全な伸長を阻害するかについては現状知見が少ないため、今後も知見の収集に努め、国や地方行政機関からガイドライン等が示された場合は、それに準じて対応を検討してまいります。
40	⑦建設ヤード、作業道の建設に伴う影響 資材運搬及びストックヤードの造成が水脈環境に影響し、そこが崩壊の原因になる事例が多く、環境荒廃の要因を内在しています。 崩壊防止のために局所的に対処したとしても、その周辺に及ぶ影響は避けられません。工事終了後もその跡地は土砂流出源となり、その土砂は谷筋に堆積して土石流等の危険を増していきます。 山地の大規模開発はその工事のプロセスでも環境に大きな影響を及ぼし、周辺箇所の崩壊は早期に始まります。これは下流域の住民の安全に影響します。	風力発電機の設置に係る改変は、尾根上のごく一部に限られます。風力発電機設置予定位置において事前にボーリング調査により、地下水脈に影響を与えないような事業計画を検討してまいります。また、崩落危険箇所等の改変を避けるとともに必要に応じて地盤改良等を実施したうえで工事を実施してまいります。
41	⑧残土処分に伴う影響 巨大風車の基礎工事では大量の残土が発生します。 その搬出处分をする場合、連続して通行する大型車両の重量が路面を圧迫し、山地ではそこから泥水の流出源となっていくます。 泥水は地表の空隙を塞ぎ、森林機能の保水機能の劣化を招きます。 残土埋設においても、通常行われることの多い谷筋上部への残土堆積は流出防止策を期しても、周辺山地からの地下水の湧き出しを妨げて、浸透機能を損ないます。 そもそも、自然環境の自律的恒常性維持への配慮に欠ける現代の建設土木において、環境への影響は内在的な問題であり、環境機能の劣化は広域に及び、災害の起きやすい地域に変えてしまうことは、その視点を持って調査を行うことで明確に示すことができます。 これほどの大規模開発を山地尾根筋で行うことは避けるべきと考えます。	今後実施する詳細設計のなかで、残土処分に関する事項につきましては、環境への影響を低減できるよう検討し、準備書以降で具体的にお示してまいります。

表 2-1(7) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
42	沼地権者の集まり 沼、片貝、開出、ハツ口、金丸の集まり、村民の集まりと3回東急不動産、交えて意見会が有りましたが質問について明確な回答が有りませんでした。 もう少し権限の有る会社の方の出席よろしく願います。 又、村長も出席をお願いします。	住民説明会等へのご参加ありがとうございます。 会場でいただきましたご質問につきましては、現時点でお答えできる内容につきまして回答させていただきます。 この場で、現状未定の為に明確な回答ができなかったご質問につきましては、準備書以降の住民説明会や地域での意見交換の場などで回答できる段階になりましたら順次回答させていただきます。 また、意見交換の場に関するご意見につきましては今後実施する際の参考にさせていただきます。

表 2-1(8) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
43	意見 提出した意見は要約せずに公表してください。 また、説明会会場で出された意見があれば、それも公表してください。 国の風力部会での審査においても、それらの意見を委員のみなさんにも、読んで頂くようにしてください。 基本的には、陸域における風力発電事業での大型化した発電機を設置するような、山地・森林地の開発には、賛同しません。 自然豊かで静穏な地域ですので、輸送や工事の際の騒音や振動には、慎重な配慮をしてください。関川村に隣接する市町も含めて配慮してください。	意見書の内容は要約せず、事業者の見解とともに個人情報等の配慮が必要な部分を除き全文掲載いたしました。 いただいたご意見につきまして真摯に対応してまいります。本事業に対するご意見は記録のため書面に記載された意見書のみ受付とさせていただきます。 工事の実施に当たっては、工事工程の調整等により、工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事のピーク時の走行台数の低減を図る等の環境保全措置を講じます。
44	意見 この設置区域への、工事関係車両の主要な輸送ルートについて、調査、予測・評価について要望があります。 要約書の図 2.2-7、2.2-16 (18 頁) から、●東港から既存道路活用。●新潟新発田村上線（主要地方道 3 号）も輸送ルートになるらしく、更に、●一般国道 345 号を経由して、国道 7 号へもつながっていると、理解しました。 つまり、村上市市街地の住宅等の近くを走行する事が、想定できると受け止めました。 夜間の走行が増える時期は、どのくらいの期間続くのか、長期の事業なだけに、メンテナンス等のためにも時々、走行が生じるものと考えます。 どのくらいの頻度で走行量が増えるのか不明記です。 それによる、騒音や振動、低周波音が影響する地域の範囲は、どのくらいになるのか、説明が無いです。それらのことを明示してください。 例えば、ミキサー車走行が 1 日当たり、最大 200 台程度の予定とありますが、そのような大型車の走行量が急増すると、騒音や交通安全面での不安が、かなり増えます。 もちろん、大型部品の輸送が 1 日最大 5 回程度にもなるというのも、村上市市街地だけでなく、関川村の蛇行した山間の道路では、騒音が共鳴するのではないかと影響が心配です。 また、交通規制でもするとなると、国道 113 号は、住民にとっては、唯一の生活道路でもあるので、夜勤の方の通行なども考慮した調査が必要だと思います。	現時点で風力発電機の輸送について検討中であるため、可能性のある輸送ルートとして複数提示いたしました。なお、村上市市街地内の輸送ルート等については準備書以降で具体的にお示ししてまいります。 工事関係車両の走行ルートについても同様に現在候補先として検討している生コン工場の位置と基礎コンクリートの運搬ルートを提示しております。 工事用資材等の搬出入による騒音・振動や建設機械の稼働による騒音に関して、方法書 図 6.2-1 に記載しております工事関係車両の走行が集中する地点並びに区域周囲の 1 地点で調査及び予測、評価を実施してまいります。 今後、工事工程の調整等により、工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事のピーク時の走行台数の低減を図る等の環境保全措置を講じます。 また、交通規制に関しては、道路管理者・所轄の警察署や行政からの指導の下、夜間の生活道路の利用に配慮した工事計画とし、工事前に周辺住民の皆様に周知してまいります。

	とにかく、国道7号沿い以外は、大都市圏とはかなり異なる野鳥の轉りが響くような静穏な生活環境の地域です。その近くを走行するように想定されているので、周辺住民の暮らしの質を低下させる事の無いように、輸送ルートの方法は、慎重に再検討して頂きたいです。	
45	意見 仮置き場が設置されるとありますが、その場所は、輸送ルート途中にも出来るのでしょうか。そのことが不明なので、明記してください。また、住宅等との離隔はどのくらいになるのかも、明示してください。 仮置き場への出入りも静穏な地域にとっては、騒音や振動、光景の悪化等の影響が懸念されます。その点についても、詳細な説明と具体的な配慮を明示してください。	現時点では、大型部品（風力発電機等）の輸送に伴う積替え場について、一般国道113号沿いの駐車場（方法書 図2.2-1参照）を想定しており、積替え場から最寄りの住宅等までの距離は約300mになります。また、現時点で仮置き場の位置は確定していません。 静穏な地域におけるトラック等の工事関係車両の往来による騒音や振動等の影響について、工事工程の調整等により工事関係車両の走行台数の平準化を行い、ピーク時の走行台数の低減を図ること等の環境保全措置を講じます。

表 2-1 (9) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
46	■地すべり 対象事業実施区域のほぼ全域が地すべり地形です¹⁾。これは風車を設置する予定の稜線が地すべりを起こしてきた地形です。稜線の両側の緩斜面には今も大量の土砂が堆積しています。このような地形の樹木を伐採したり、土地を改変することはたいへん危険です。土砂が再移動する恐れがあります。 特に、わかぶなスキー場跡地は土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域」、地すべり等防止法の「地すべり防止区域」に指定され、開発行為が制限されています（方法書図3.2-17、図3.2-18）。 1) 防災科学技術研究所 https://www.j-shis.bosai.go.co.jp/news-20140724	対象事業実施区域に地すべり地形が分布していることから、地すべり地形に関して環境影響評価の項目として「その他 地形及び地質」を選定し、方法書 6.2-30(317)、6.2-31(318)に調査、予測及び評価の手法を記載いたしました。今後、航空レーザ測量を用いた微地形解析と現地の地質確認踏査を実施し、林地開発許可等における申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定してまいります。
47	■土石流 対象事業実施区域には林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づき新潟県によって指定された「崩壊土砂流出危険地区」があります（方法書図3.2-19）。 「崩壊土砂流出危険地区」とは、土石流により災害の発生するおそれのある地区です。規模の大きな土石流の起点は、遷急線直下の0次谷にあります。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。本事業の風車は遷急線の近くに配置されます。 風車設置予定の稜線の樹木を伐採したり、土地を改変することはたいへん危険です。土砂災害の素因を作るものです。	本事業エリアにおいて確認される「崩壊土砂流出危険地区」に関しましても、林地開発許可等における申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定してまいります。
48	■磐梯朝日国立公園 対象事業実施区域は磐梯朝日国立公園内にあります。本事業のような大規模な開発行為は厳に慎むべきです。大型の風車を稜線上に並べるなどあってはなりません。景観を大きく損ねます。自然を保護するという国立公園の目的に反します。	本事業は磐梯朝日国立公園の普通区域に風力発電機を設置する計画としていることから、羽黒自然保護官事務所等の関係機関へ相談を実施しながら事業計画の検討を進めております。引き続き、景観に配慮した事業計画となるよう、関係機関へ適切に相談を行います。また、地域住民の皆さまにもご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めます。
49	■結論 計画の撤回を強く求めます	上記について、今後の環境影響評価を踏まえ、環境に配慮した事業計画といたします。

○日刊新聞紙による公告

・新潟日報（令和6年2月27日（火））

環境影響評価方法書の公表について

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）新潟関川風力発電事業環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 星野 浩明
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
二、対象事業の名称 （仮称）新潟関川風力発電事業
種類 風力（陸上）
規模 発電設備出力：最大四万七千三百キロワット
三、対象事業実施区域 新潟県岩船郡関川村及び山形県西置賜郡小国町の行政界周辺
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 新潟県岩船郡関川村及び山形県西置賜郡小国町
五、縦覧の場所及び時間 村上地域振興局 行政資料室、新発田地域振興局 企画振興部内（県民サービスセンター）、関川村役場住民税務課 閲覧窓口、小国町役場二階 情報公開コーナー ※各施設の開庁日および時間に準ずる。
電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/nigatasekikawa2.html>
縦覧期間 令和六年二月二十七日（火）から令和六年四月一日（月）まで
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和六年四月十五日（月）までに左記のお問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください（郵送の場合は当日消印有効）。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時 関川村村民会館 大ホール（新潟県岩船郡関川村大字上関二二八五）
令和六年三月五日（火）十八時から
（新潟県岩船郡関川村大字上関二二八五）
おぐに開発総合センター 集会室（山形県西置賜郡小国町大字岩井沢七〇四）
令和六年三月六日（水）十八時から
八、お問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
インフラ・インダストリー事業本部 風力発電事業開発部
陸上風力開発グループ 担当者 小波津 千一
〒一五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
渋谷ソラスタ
電話〇三（六四五五）二六九〇 午前九時半から午後六時まで
土・日・祝日は除く
メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

・山形新聞（令和6年2月27日（火））

環境影響評価方法書の公表について

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）新潟関川風力発電事業環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 星野 浩明
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
二、対象事業の名称 （仮称）新潟関川風力発電事業
種類 風力（陸上）
規模 発電設備出力：最大四万七千三百キロワット
三、対象事業実施区域 新潟県岩船郡関川村及び山形県西置賜郡小国町の行政界周辺
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 新潟県岩船郡関川村及び山形県西置賜郡小国町
五、縦覧の場所及び時間 村上地域振興局 行政資料室、新発田地域振興局 企画振興部内（県民サービスセンター）、関川村役場住民税務課 閲覧窓口、小国町役場二階 情報公開コーナー ※各施設の開庁日および時間に準ずる。
電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/nigatasekikawa2.html>
縦覧期間 令和六年二月二十七日（火）から令和六年四月一日（月）まで
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和六年四月十五日（月）までに左記のお問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください（郵送の場合は当日消印有効）。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時 関川村村民会館 大ホール
（新潟県岩船郡関川村大字上関二二八五）
令和六年三月五日（火）十八時から
（山形県西置賜郡小国町大字岩井沢七〇四）
おぐに開発総合センター 集会室
令和六年三月六日（水）十八時から
八、お問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
インフラ・インダストリー事業本部 風力発電事業開発部
陸上風力開発グループ 担当者 小波津 千一
〒一五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
渋谷ソラスタ
電話〇三（六四五五）二六九〇 午前九時半から午後六時まで
土・日・祝日は除く
メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・広報せきかわ お知らせ版 (令和6年2月15日発行)

拉致問題を考えるパネル展	●とき 2月20日(火)～2月29日(木) 8時30分～17時 ※土日祝は休み ●ところ 関川村役場 1階ロビー ●問い合わせ 国際課拉致問題調整室 ☎025(280)5876
--------------	--

お知らせ

ふるさとふれあい農園
利用者を募集します。

●場所 温泉橋下流右岸(湯沢町)
●対象 販売目的でない個人
●区画数 16区画(約50㎡/区画)
●料金 無料
●利用期間 4月1日～12月末
●募集期間 随時
●申込用紙 農林課で交付しています。村ホームページからダウンロードできます。
●申込方法 「利用申請書」を農林課に提出してください。
※令和5年度に利用された場合でも、自動更新にはなりません。なお、令和4年度豪雨災害による、流木堆積があった関係で、使用環境に関して限られる可能性があります。
令和6年度にご利用をご検討の方は、あらかじめ農林課までお問い合わせの上お申し込みください。

●問い合わせ・申込先
役場農林課 ☎(64)1447

募集

令和6年度関川村推奨品認定申請募集

令和6年度より関川村推奨みやげ品から関川村推奨品へ名称

村長杯男女混合6人制バレーボール大会参加者募集

●とき 3月17日(日) 8時30分
●ところ 村民会館アリーナ
●申込締切 3月8日(金) 組合わせ抽選会
●とき 3月11日(月) 19時
●ところ 村民会館小会議室
●問い合わせ・申込先
役場教育課 ☎(64)1491

関川村商工会 臨時事務職員募集

関川村商工会では、次のとおり臨時事務職員を募集します。

●募集人員 臨時事務職員 1名(年齢不問)
●勤務地 関川村商工会
●勤務時間 月々金曜日 8時30分～17時(勤務時間は要相談)
●休日 土日、祝日、年末年始
●雇用期間 令和6年3月1日(金)～令和7年3月31日(月)
※以降の継続雇用については、協議の上更新します。

「仮称」新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

関川村において、東急不動産株式会社が計画している事業に関して環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

●縦覧書類 (仮称)新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書
力発電事業 環境影響評価方法書
●縦覧場所 △関川村役場住民
●縦覧期間 2月27日(火)～4月1日(日)
●意見受付期間 2月27日(火)～4月15日(月)
●環境影響評価方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載の上、縦覧場所の意見箱へ投函ください。か、問合せ先へ4月15日(月)当日消印有効まで郵送またはメールで提出ください。
●環境影響評価方法書についての説明会
3月5日(火)18時より村民会館大ホール
●意見書の提出および問い合わせ先
△東急不動産株式会社 戦略事業ユニットインフラ・インダストリー事業本部
☎03(6455)2690
△〒100-0033 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番1号渋谷ソラスタ
kai-rlc-
Assessment@tokyu-land.co.jp

縦覧期間

2月27日(火)～4月1日(日)
●意見受付期間 2月27日(火)～4月15日(月)
●環境影響評価方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載の上、縦覧場所の意見箱へ投函ください。か、問合せ先へ4月15日(月)当日消印有効まで郵送またはメールで提出ください。
●環境影響評価方法書についての説明会
3月5日(火)18時より村民会館大ホール
●意見書の提出および問い合わせ先
△東急不動産株式会社 戦略事業ユニットインフラ・インダストリー事業本部
☎03(6455)2690
△〒100-0033 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番1号渋谷ソラスタ
kai-rlc-
Assessment@tokyu-land.co.jp

親子でソーセージを作ろう!

●とき 3月3日(日)
①10時～12時 ②14時～16時
※内容はどちらも同じです。
●講師 女川ハム工房
店主 大島信一さん
●内容 ソーセージ作り体験
※体験で使用するソーセージの材料には乳は含まれません。
※2時間体験で焼製工程はできないため、女川ハム工房店頭で販売されている商品とは異なります。
※ソーセージは15～16本程度お持ち帰りできます。
●参加費 親子1組で800円
●ところ 村民会館 調理室
●募集人数 各回10組
※小学生のお子さんと保護者の方でお申し込みください。
※お子さんだけの参加はできません。
※お子さんが2人以上でも参加は可能ですが、その場合でも材料の分量は変わりません。
※お子さんが2人の場合でも料金は変わりません。
●応募方法 QRコードより申し込みをお願いします。
●応募締切 2月26日(月)17時
●当日持ち物 エプロン
●問い合わせ先 関川村観光協会(役場地域政策課内)
☎(64)1478

催し

親子でソーセージを作ろう!

2月の村税・保険料の納期限	
税・保険料	
固定資産税(4期)	
国民健康保険税(8期)	
介護保険料(8期)	
後期高齢者医療保険料(8期)	
納期限日	2月28日(水)
口座振替日	2月26日(月)

・広報おぐに（令和6年3月1日発行）

広報おぐに 2024.3

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

新潟県関川村において、東急不動産株式会社が計画している「（仮称）新潟関川風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を下記のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

【縦覧について】

- 縦覧書類 （仮称）新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書
- 縦覧場所 小国町役場2階 情報公開コーナー
- 縦覧期間 2月27日(火)～4月1日(月)
- 意見受付期間 2月27日(火)～4月15日(月)
- その他 ご意見等の提出方法など詳細は町ホームページをご確認ください。

【環境影響評価方法書についての説明会】

- 日時 3月6日(水) 18時～
- 場所 おぐに開発総合センター 集会室
- 問合先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
風力発電事業開発部 陸上風力開発グループ（☎03-6455-2690）へ
※土日祝日を除く9時30分から18時まで

広告

リノベーションモニター大募集！

※モニターには諸条件がございます。詳しくはお問い合わせください。

「ウンノハウスって新築の会社でしょ？」

実はウンノハウスはリフォーム・リノベーションにも強いんです！

「建替えが良いの？」
「リフォームが良いの？」
どっちが本当に良いのかな？

リフォームって
どこまで
できるの？

耐震とかは
大丈夫？

断熱
とか？

古すぎるけど
直せるの？

ウンノハウス

株式会社ウンノハウス リノベーション事業部

【米沢ショールーム】▶米沢市金池5丁目3-2

【福島ショールーム】▶福島市吉倉字前田25-5

お問合せ **0120-73-8718**

営業時間／9:00-18:00 定休日／火曜日・水曜日

【山形ショールーム】▶山形市大野目4丁目1-37

【仙台ショールーム】▶仙台市青葉区昭和町3-15 1F

ホームページは
こちらから▼



■建設業許可／国土交通大臣許可（特-3）2980号 ■宅建免許番号／国土交通大臣（15）第747号 ■（公社）山形県宅地建物取引業協会会員 ■東北地区不動産公正取引協議会加盟

○インターネットによる「お知らせ」

・東急不動産株式会社 ホームページ



トップ ReENEとは 事業紹介 ポートフォリオ 新たな戦略 地域との共生 **お知らせ**

お問い合わせ

お知らせ

一覧へ戻る

2024年2月27日

「（仮称）新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「（仮称）新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書の公表

表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を発託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 資料編
- 要約書

方法書及び要約書は、令和6年2月27日（火）から令和6年4月1日（月）までご覧いただけます。
ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・ 村上地域振興局 行政資料室（新潟県村上市田端町6-25）
- ・ 新発田地域振興局 企画振興部内（県民サービスセンター）（新潟県新発田市豊町3-3-2）
- ・ 関川村役場 住民税務課問答窓口（新潟県岩船郡関川村大字下関912）
- ・ 小国町役場二階 情報公開コーナー（山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2-70）

縦覧期間

令和6年2月27日（火）から4月1日（月）まで
※各施設の開庁日及び時間に準ずる。

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記住所宛への郵便、下記メールアドレス宛への電子メール、又は縦覧場所に備え付けてあります意見書箱への投函によりご提出ください。

意見書用紙は下記からダウンロードください。

[意見記入用紙（PDF形式）](#)

[意見記入用紙（Word形式）](#)

郵送受付期間

令和6年2月27日（火）から4月15日（月）まで（当日消印有効）

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記住所宛への郵便、下記メールアドレス宛への電子メール、又は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。

意見書用紙は下記からダウンロードください。

[意見記入用紙 \(PDF形式\)](#)

[意見記入用紙 \(Word形式\)](#)

郵送受付期間

令和6年2月27日(火)から4月15日(月)まで(当日消印有効)

メール受付期間

令和6年2月27日(火)から4月15日(月)まで

縦覧場所の意見書投函期間

令和6年2月27日(火)から4月15日(月)まで(各施設の開庁日及び時間に準ずる。)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

風力発電事業開発部 陸上風力開発グループ 担当:小波津(こはつ)

電話 03-6455-2690(土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで)

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

※電話については担当者不在によりつながりにくい可能性がありますので、メールでのお問い合わせを推奨いたします。

住民説明会の開催

方法書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- 間川村民会館 大ホール(新潟県岩船郡間川村大字上関1285)
令和6年3月5日(火)18時より
- おくに開発総合センター 集会所(山形県西田郡小国町大字岩井沢704)
令和6年3月6日(水)18時より

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。(無料)



ReENEとは	事業紹介	ポートフォリオ	新たな戦略	地域との共生	お知らせ
ReENEとは	再生可能 エネルギー事業	ポートフォリオサマリ	ソーラーシェアリング (高効率太陽光発電)	地域に根差した 投資づくり	すべて
OUR AMBITIONS	フォーカス案件	国内発電事業(稼働済)	PPAモデル	ReENE ÉCOLE	プレスリリース
OUR PURPOSES	事業拡大への 取り組み	国内発電事業(開発中)	電力小売事業	TENOHA	メディア掲載
OUR ACTIONS			蓄電池事業		
			海上風力発電事業	省庁や業界団体	その他
				REGASP	お問い合わせ
				FOURE	サイトマップ
				環境官との対話	関連リンク

・新潟県のウェブサイト

[上へ](#)
[お役立ち](#)
[新潟県民生活](#)
[Foreign Language](#)
[新潟県民生活](#)
[新潟県民生活](#)
[マイページ](#)

[新潟県民生活](#)
[新潟県民生活](#)

[新潟県民生活](#)
[新潟県民生活](#)

新潟県環境ポータルサイト「環境にいがた」

環境 にいがた

人と自然が共生する暮らし

生活環境の保全

地球環境問題

国民生活・労働

資源を大切に作る循環型の地域社会

環境保全の推進経路の整備・その他

データベース・環境法令

環境政策情報

新潟県民生活（環境政策）

新潟県民生活（環境政策）

新潟県民生活（環境政策）

新潟県民生活（環境政策）

新潟県民生活（環境政策）

新潟県民生活（環境政策）

新潟県民生活（環境政策）

新潟県民生活（環境政策）

（仮称）新潟関川風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯

ページ番号：4380271 更新日：2024年12月27日更新

事業概要

事業の名称	（仮称）新潟関川風力発電事業
事業者	株式会社新潟県民生活
事業の種別	風力発電施設の設置
事業の規模	最大47,300kW
事業計画区域	新潟県新潟市東区及び新潟市西蒲区小国町の村域内等

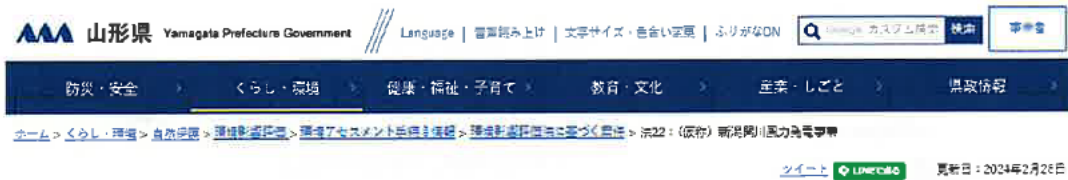
配慮書手続き

配慮書送付	令和5年10月28日
公示・掲載	公示日 令和5年10月28日（月曜日） 掲載期間 令和5年10月28日（月曜日）～11月19日（月曜日） 掲載場所 新潟市東区役所（新潟市東区役所6-125） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2）
配慮書ウェブサイト	https://www.niigata-pref.go.jp/niigata-environment/ <外部リンク>
審査会の答申	令和5年12月20日
知事意見	令和5年12月22日

方法書手続き

方法書送付	令和6年2月16日
公示・掲載	公示日 令和6年2月16日（水曜日） 掲載期間 令和6年2月16日（水曜日）～4月1日（月曜日） 掲載場所 新潟市東区役所（新潟市東区役所6-125） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2） 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2）
方法書説明会	新潟市東区役所（新潟市東区役所6-125） 令和6年3月3日（水曜日）15時より 新潟市西蒲区役所（新潟市西蒲区役所3-3-2） 令和6年3月3日（水曜日）15時より
方法書ウェブサイト	https://www.niigata-pref.go.jp/niigata-environment/ <外部リンク>
意見の概要送付	年 月 日
審査会の答申	年 月 日
知事意見	年 月 日

・山形県のウェブサイト



法22：（仮称）新潟関川風力発電事業

事業名	（仮称）新潟関川風力発電事業
事業者	東急不動産株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	最大60,000kW（4,000kW～5,000kW・12基）
該当区分	出力1万kW以上（注第一種対象）
事業実施区域	新潟県岩手郡関川村及び山形県西田郡小国町
関係市町村	新潟県岩手郡関川村及び山形県西田郡小国町
公表日	令和3年10月26日（火曜日）
縦覧期間	令和3年10月26日（火曜日）から令和3年11月29日（月曜日）まで
縦覧場所	新潟県村上地域振興局（行政資料室） 新潟県新発田地域振興局（県民サービスセンター） 関川村役場（住民生活課開設窓口） 陸内市役所（市民生活課） 小国町役場（二階情報公開コーナー）
配冊書	インターネットによる公表 終了しました
説明会	
一般意見提出期間	令和3年11月29日（月曜日）
審査会	令和3年12月6日（月曜日）
知事意見	令和3年12月23日（木曜日） 知事意見本文（PDF：121KB）
【参考】環境大臣意見	令和4年1月7日（金曜日） 環境省ウェブサイト（外部サイトへリンク）
【参考】経済産業大臣意見	令和4年1月14日（金曜日） 経済産業省ウェブサイト（外部サイトへリンク）
公告日	令和6年2月27日（火曜日）
縦覧期間	令和6年2月27日（火曜日）から令和6年4月1日（月曜日）まで （各施設の開庁日及び時間に基づき）
縦覧場所	新潟県村上地域振興局（行政資料室） 新潟県新発田地域振興局（県民サービスセンター） 関川村役場（住民生活課開設窓口） 小国町役場（二階情報公開コーナー）
方法書	インターネットによる公表 事業書ウェブサイト（外部サイトへリンク）
説明会	令和6年3月5日（火曜日）午後6時～関川村長会館大ホール 令和6年3月6日（水曜日）午後6時～小国町長会館大ホール
一般意見提出期間	令和6年2月27日（火曜日）から令和6年4月15日（月曜日）まで
審査会	
知事意見	
【参考】経済産業大臣意見	

環境影響評価法に基づく案件

- ・法01：酒田都市計画道路第3号選任線
- ・法02：酒田都市計画道路第3号宗昌線
- ・法03：一般国道47号新庄市口道路
- ・法04：（仮称）酒田八森山風力発電事業
- ・法05：千賀川・新島ダム建設事業
- ・法06：（仮称）喜望峯風力発電事業
- ・法07：JRE酒田風力発電所新計画
- ・法08：（仮称）喜望峯山麓風力発電事業
- ・法09：（仮称）黒子山風力発電事業
- ・法11：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法12：（仮称）酒田港上風力発電事業
- ・法13：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法14：（仮称）酒田港上風力発電事業
- ・法15：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法16：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法17：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法18：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法19：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法20：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法21：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法22：（仮称）新潟関川風力発電事業
- ・法23：（仮称）山形県酒田港上風力発電事業
- ・法25：（仮称）川崎川風力発電事業

「(仮称)新海田川風力発電事業 環境影響評価方法書の概観のお知らせ」

更新日：2024年7月27日更新

〇 「(仮称)新海田川風力発電事業 環境影響評価方法書」の概要のお知らせ

(仮称)新海田川風力発電事業 環境影響評価方法書

■ 掲載場所

小田町役場2階 応接(第2)ナ

■ インターネットによる公開

[https://info.city-naka-gun.nagano.jp/mokuroki/yogakushiki/area2.html](#) <リンク>

■ 掲載期間

7月27日（火曜日）から4月1日（月曜日）

■ 意見受付期間

7月27日（火曜日）から4月15日（月曜日）

市街地計画部市民生活課に對するご意見、ご質問は、随時お寄せ頂戴いたします。

■ 環境影響評価方法書についての説明会

日時：3月6日（水曜日）18時から
 会場：おくひ間公民館センター 東本館

■ お問い合わせ先

東洋不動産株式会社
 地方事業ユニット インフォ・インタストリ 企画本部
 風力発電事業開発部 地上圧力調査グループ（担当 小坂清）
 〒150-0043 東京都渋谷区道元坂 1-21番1号 渋谷ソラスタ
 電話番号：03-6455-2690（代答）
 メールアドレス：HCC_Assessment@tokyu-land.co.jp
 （上記窓口を除く9時30分から18時まで）

このページに関するお問い合わせ先

小田町役場 総務企画課（建設企画係）
 〒909-1363 山形県小田郡小田町大字小田町2-70
 Tel：0238-62-2264 Fax：0238-62-5454
[メールアドレス、ホームページはこちら](#)

Copyright © City of Oguni. All rights reserved.

(No.)

「(仮称)新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」

二意見記入用紙

「(仮称)新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)について、方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記住所宛への郵便、下記メールアドレス宛への電子メール、又は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。

○意見書の郵送先 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
東急不動産株式会社
戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
風力発電事業開発部 陸上風力開発グループ
担当：小島洋祐

○意見書の電子メール送付先 TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○意見書の提出期限 令和6年4月15日（月）〔当日消印有効〕

令和 6 年 月 日

[illegible]

【附註】

- 1.意見書：氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページをふり、2枚目以降には氏名及び住所をご記入願います。
- 2.その他
※弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報等は、適正に取り扱うこととしております。
なお、ご記入いただいた意見内容に基いては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。